

## 指定介護予防支援事業者の対象拡大について

令和6年4月1日から施行される介護保険法の一部改正により、町から指定を受けた居宅介護支援事業所が、介護予防支援を実施できることとなります。

### 指定介護予防支援事業者の指定申請について【新規指定】

(1) 国富町で指定介護支援事業者となるには、指定申請を行い、国富町長の指定を受ける必要があります。

(2) 指定申請書類は、「保健介護課」に提出してください。

必要な申請書類

- ▶様式第2号（指定介護予防支援事業所指定申請書）
- ▶付表
- ▶誓約書
- ▶介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(3) 申請から指定までは、原則、以下のとおりです。

#### 1. 申請

必要な書類を「保健介護課 介護係」へ提出

#### 2. 審査

申請書類において、人員・設備・運営の基準を満たしているか審査を行います。

#### 3. 指定

審査において人員等の基準を満たすことが確認された場合に指定を行います。

(利用者との契約を締結できるのは、指定介護予防支援事業者として指定を受けた日以降となりますので、ご注意ください)

**※利用者との契約を締結する際は、利用者等への不利益等生じないよう、地域包括支援センターと密に連携をとるようお願いいたします。**

(例) 介護予防支援の指定を受けた指定居宅介護支援事業所が本人のケアマネジメントを行った際に、利用するサービスに介護予防サービスがなく介護予防・生活支援サービス事業のみとなった場合、介護予防ケアマネジメントは従前のおり地域包括支援センターで実施する必要があります。その場合、地域包括支援センターと利用者は遑って契約することができないため、利用者の全額負担になる恐れがありますのでご注意ください。